

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年12月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成30年5月31日（木）午前10時30分頃、市道駅前・野村開作線の歩道を走行中の自転車が、歩道と側溝の間に生じていた隙間にタイヤを挟まれ転倒し、相手方が負傷した人身事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

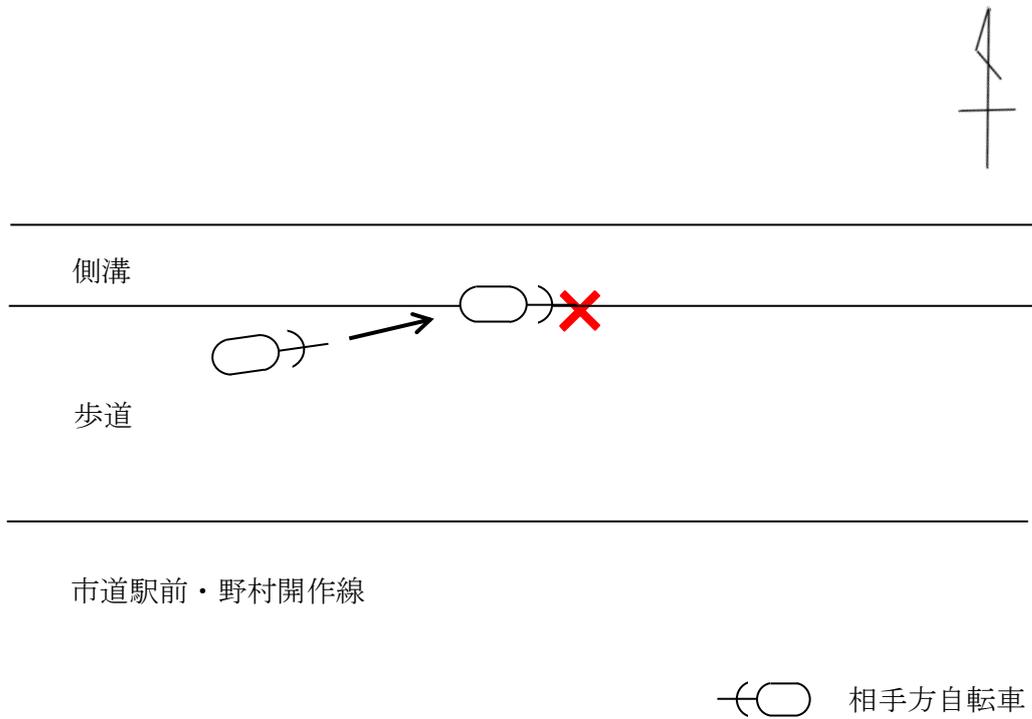
¥92,877-

2 専決処分の年月日

平成30年11月13日

(参 考)

1 事故状況図



2 市の過失割合

50%

3 損害賠償に係る補填財源

道路賠償責任保険金 ¥92,877-